

福岡市民間施設活用型インキュベート事業補助金交付要綱

(交付の目的)

第1条 優れた事業計画を持つ創業者が、市の指定する創業者応援型賃貸施設（以下「指定施設」という。別途要領で定める。）に入居した場合に、家賃等の一部を助成し、あわせて経営指導を行うことにより、多様な地域での様々な形態の創業を支援し、もって本市経済の活性化に資することを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助金を交付する対象となる創業者は次の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 創業予定者又は第5条に定める施設の利用申請の時点で創業後5年を経過していないもの
 - (2) 本市の市税に係る徴収金に滞納がないもの
 - (3) 事業計画に新規性・独創性、将来性、成長性、公益性などが認められるもの
 - (4) 指定施設を主たる事業所として使用するもの
 - (5) 公序良俗に反することなく、かつ、他の入居者や施設所有者と調和を保って事業活動できるもの
- 2 前項第1号に規定する創業5年の期間は、個人であれば個人事業を開始した時から、法人であれば法人設立した時から算定する。
- 3 法人設立以前から個人事業で同一の事業を行っている場合にあつては、前項の規定に関わらず、第1項第1号に規定する創業5年の期間は、当該個人事業を開始した時から算定するものとする。
- 4 本補助金の対象となる創業者は、公募により募集する。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、指定施設へ入居した場合の月額家賃（賃貸借契約に定められた月額家賃）とする。

- 2 月の中途の入退去については、支払った家賃額にかかわらず、前項の月額家賃を日割りにより計算した額（この額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）を当該月の補助対象経費とする。

(補助金の額)

第4条 1月あたりの補助金の額は、前条の規定による月額家賃の2分の1（この額に一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）、又は3万円のいずれか低い額を限度とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(補助の期間)

第4条の2 補助の期間は、指定施設に入居した日が属する月から起算して最長36月とする。ただし、当該期間の途中でこの要綱が廃止された場合は、この限りではない。

(補助対象者の認定)

第5条 市長は、指定施設の利用を申請した者のうちから、別に定める審査要領により選定されたものを、補助対象者として認定する。ただし、認定した日の翌日から起算して4月以内に指定施設の

賃貸借契約を締結しなかった場合には、これを取り消すものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に指定施設と締結した賃貸借契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項のほか、必要のあるときは、申請者に対し所要の書類の提出等を求めることができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請内容を踏まえ、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(家賃支払の報告及び補助金の額の確定)

第8条 前条の規定による補助金交付決定の通知を受けた者（以下「決定者」という。）は、毎四半期終了後15日以内（第4・四半期にあつては当該四半期終了月の月末日まで）に、直近の四半期（第4・四半期にあつては当該四半期）に係る家賃等支払報告書（様式第3号）及び家賃の支払を証明する書類（領収書、預金通帳の写しなど）を市長に提出しなければならない。ただし、当該四半期に補助の期間が終了した者又は交付決定の一部又は全部を取り消された決定者については、この限りではない。

2 市長は、前項の家賃等支払報告書の提出があつた場合においては、家賃支払報告書及び前項に規定する家賃の支払を証明する書類の審査により、補助金の交付の決定の内容及び次条の規定によりこれに付した条件に適合するものかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第4号により決定者に通知するものとする。

3 市長は、四半期ごとに前項に定める補助金の額の確定を行い、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の条件)

第9条 決定者には、次の各号に定める条件を付するものとする。

(1) 交付決定後に組織や代表者、利用施設を変更する場合や月額家賃の変更がある場合は、補助金交付変更申請書（様式第5号）を事前に市長に提出し、その承認を受けること。

(2) 申請時の事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けること。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、下記の事由に該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 家賃の支払いが3月以上遅延した場合

(2) 指定施設から退去した場合

(3) 事業の変更により第5条の認定を受けたときの内容と著しく異なると判断される場合

(4) 事実上の事業の停止及び停止予告を行った場合

(5) 補助金交付の決定に付した条件が遂行されていないと認める場合

- (6) 相当な理由なく、第 14 条第 2 項の規定に反して市の派遣する中小企業診断士などによる診断を受けなかった場合
 - (7) 市の求める、事業に関する報告を怠った場合
 - (8) 指定施設と締結した賃貸借契約に違反し、賃貸借契約が解除となった場合
 - (9) 解散したとき。
 - (10) 破産手続、会社更生手続、再生手続等の開始又は保全命令に係る申し立てがなされるなど破産開始手続が開始されたとき。
 - (11) 租税の滞納処分がなされたとき。
 - (12) 後見開始の申し立てがなされたとき。
 - (13) 違法又は不当な行為を行うなど、本事業への市民の信頼を著しく失墜させ、又は本市の信頼を失わせる行為があったとき。
 - (14) その他市長の定める事由に該当することとなった場合
- 2 前項の規定は、事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、補助金の交付決定の取消しをしたときは、決定取消通知書（様式第 7 号）により決定者に通知するものとする。

（暴力団の排除）

- 第 11 条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じることとする。
- 2 第 2 条及び第 5 条の規定に関わらず、次の各号に掲げる者は、補助対象としないこととする。
- (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
 - (2) 法人その他団体でその役員のうち前号に該当する者があるもの
 - (3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、第 5 条の規定に関わらず、補助対象者の認定を取り消すことができる。
- 4 市長は、決定者が第 2 項各号のいずれかに該当したときは、前条第 1 項の規定に関わらず、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 5 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、第 5 条に定める指定施設の利用を申請した者、同条に定める補助対象者、申請者又は決定者（以下「申請者等」という。）に対し、申請者等（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。
- 6 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 4 項の規定による交付決定の取消しを行った場合に、これを準用する。

（補助金の返還）

- 第 12 条 決定者は、第 9 条第 2 号の規定による中止又は廃止の承認に伴い、返還すべき補助金がある場合には、当該金額を市長が定める日までに市に返還しなければならない。
- 2 決定者は、前 2 条の規定による交付決定の取り消しを受けた場合において、既に補助金の交付を受けているときには、当該補助金を市長が定める日までに市に返還しなければならない。

(事業の報告)

第13条 決定者（第9条第2項の規定による中止若しくは廃止の承認を受けた者又は第10条若しくは第11条の規定による交付決定の取消しを受けた者で、特に市長が認めるものを除く。以下本条において同じ。）は、事業年度（法人にあっては法人税法（昭和40年法律第34号）第13条第1項に規定する事業年度、個人にあっては毎年1月1日から12月31日までの期間をいう。）終了後3箇月以内に、当該事業年度に係る事業について市長に報告しなければならない。

- 2 前項に規定する報告は、法人にあっては決算書、個人にあっては確定申告書の写し及び経済観光文化局長が別に定める事業報告書にて行わなければならない。
- 3 決定者は、補助期間が終了したとき、事業実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- 4 決定者は、その補助期間が終了した後も、市長から事業の状況について報告を求められた場合は、報告に努めるものとする。

(派遣)

第14条 市長は、決定者に対する支援をより効果的なものとするため、中小企業診断士などを派遣し、経営に対する指導・助言を行う。

- 2 前項の規定による派遣を受けた決定者は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(準用)

第15条 第3条、第4条、第5条、第6条第1項、第8条、第9条及び第10条第1項の規定は、指定施設が賃貸借契約によらず、施設の利用及びサービスの提供を受ける契約（以下、「サービス契約」という。）に基づいて利用される場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第1項 及び第2項	月額家賃	月額利用料
	賃貸借契約	サービス契約
	家賃額	利用料金
第4条	月額家賃	月額利用料
第5条	賃貸借契約	サービス契約
第6条第1項	賃貸借契約書	サービス契約書
第8条	家賃	利用料
第9条	月額家賃	月額利用料
第10条第1項	家賃	利用料
	賃貸借契約	サービス契約

(規定外の事項)

第16条 本要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

この要綱は、平成18年3月7日から施行する。

この要綱は、平成18年11月7日から施行する。

この要綱は、平成19年9月12日から施行する。ただし、第4条の改正規程は、平成19年度にこの要綱に基づき交付決定を受けたものから施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱による改正後の規定は、平成22年度以降の年度に認定される補助対象者について適用し、平成21年度以前に認定された補助対象者に行われる改正前の第4条の規定に基づく補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月31日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第11条（第3項から第5項までを除く。）の規定は、施行日以後の申請について適用し、施行日前の申請についてはなお従前の例による。

附 則 (平成24年3月30日)

改正後の要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月26日)

改正後の要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日)

(施行期日)

- 1 改正後の要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。